

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2959号)

令和4年10月25日

横情審答申第2959号

令和4年10月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年3月27日環創南公第2884号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「審査請求人が横浜市宛てにメールでレポートした、2019年特定月日に発生した特定作業員の約20cmからのガンツケ事件にかかわる文書で、1. 関係
当局が作成した文書全て。2. 上記1項には当該指定管理者との電話連絡日
時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。3. 当該指
定管理者からの報告書類全て。」の個人情報非開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「審査請求人が横浜市宛てにメールでレポートした、2019年特定月日に発生した特定作業員の約20cmからのガンツケ事件にかかわる文書で、1. 関係当局が作成した文書全て。2. 上記1項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。3. 当該指定管理者からの報告書類全て。」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「審査請求人が横浜市宛てにメールでレポートした、2019年特定月日に発生した特定作業員の約20cmからのガンツケ事件にかかわる文書で、1. 関係当局が作成した文書全て。2. 上記1項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。（1及び2を総称して、以下「個人情報1」という。）3. 当該指定管理者からの報告書類全て。（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年11月27日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所（以下「南部公園緑地事務所」という。）から審査請求人に対して、特定公園の管理業務について審査請求人がモニタリングと称して行っている一連のつきまとい行為を中止するよう要望するとともに、これらについて南部公園緑地事務所では今後一切対応できない旨の連絡を平成28年10月にしており、個人情報1の内容に該当する文書は作成していない。

また、特定公園は、指定管理者制度により指定された指定管理者が管理運営をしている公園であり、指定管理者は、公園の管理運営状況等について報告書を作成し、南部公園緑地事務所に提出している。この報告書については、年度報告書、四半期報告

書及び月報（これらを以下「各種報告書」という。）の提出を受けており、日々の出来事の全てを網羅するものではない。本件本人開示請求を受け、指定管理者からこれまでに提出された各種報告書を確認したが、個人情報2の内容に該当するものは提出されていない。

したがって、個人情報1については南部公園緑地事務所では作成していないため、個人情報2については報告文書が指定管理者から提出されていないため、本件保有個人情報を取得又は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 関係する文書の再調査と関係者への事実確認を求める。
- (3) 特定公園の特定作業員から20cmのガンツケという暴力を受けた。20cmのガンツケという信じがたい深刻な事態になったのだから、第一に優先して処理しなければならないものでありながら、これにまつわる関係文書がないのはすこぶる不思議なことと断じるしかない。
- (4) 記録の共有がなかったら、南部公園緑地事務所の体制は破綻して機能していないことになる。

5 審査会の判断

(1) 公園の指定管理者制度について

横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、指定管理者制度を導入している。指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は管理権限を行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。

特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで及び平成31年4月1日から令和5年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。

基本協定書では、指定管理者は、各種報告書を作成し、提出しなければならないこととされている。各種報告書は、公園を所管する公園緑地事務所に提出すること

とされており、特定公園を所管するのは、南部公園緑地事務所である。

(2) 本件保有個人情報について

本件本人開示請求書や審査請求書等の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。

ア 個人情報1は、審査請求人が2019年特定月日に発生したと主張する特定公園における特定作業員のガンツケ事件（以下「本件事案」という。）に関連して実施機関が作成した全ての文書であって、実施機関と指定管理者とのやり取りの日時等が分かる記録、メモ等を含む全ての文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。

イ 個人情報2は、本件事案に係る指定管理者から実施機関宛の全ての報告文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人からの本件事案に係るメールは確認しているが、弁明書にも記載したとおり、メールに対しては一切対応しておらず、指定管理者との連絡、調整等も行っていない。よって、本件事案に係る文書を作成する必要はなく、現に作成していないため、個人情報1は保有していない。

(イ) また、指定管理者からこれまでに提出された各種報告書には個人情報2に該当する情報は確認できなかった。各種報告書は、日常の施設管理に係る出来事の全てが報告されるものではなく、各種報告書以外に、逐一文書での報告を求めることもしていない。本件事案に係る文書の提出を求めたこともない。よって、個人情報2は取得しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) まず、個人情報1について以下検討する。

個人情報1は、特定公園の特定作業員に関連した情報であって、特定公園の施設管理に係る情報であると解される。実施機関の説明する審査請求人への対応の経緯や日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、施設管理に係る本件事案について、実施機関が何らかの検討や意思決定、指定管理者との連絡、調整等を行う必要があるとは認め難い。し

たがって、メモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(イ) 次に、個人情報2について以下検討する。

特定公園に係る基本協定書によれば、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。また、本件事案が発生したとされる令和元年度の各種報告書には、個人情報2の存在を確認することはできなかった。

基本協定書の内容によれば、指定管理者が、施設管理に係る出来事についてその全てを逐一実施機関に報告する義務はなく、本件事案について文書による報告はなされていないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(ウ) その他、実施機関が本件保有個人情報を保有していると推認させる特段の事情は認められない。

(エ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。

ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 3 月 27 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 5 月 19 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 7 月 6 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 8 月 23 日 (第364回第一部会)	・ 審議
令和 4 年 9 月 27 日 (第365回第一部会)	・ 審議